

消防危第 97 号
平成 8 年 8 月 7 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物規制事務に関する執務資料(セルフ給油関係)の 送付について(通知)

危険物規制事務に関する執務資料を送付するので執務上の参考にされたい。
また、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、危険物行政の運用に遺漏のないよう御指導願いたい。
なお、本資料中においては、法令名について次のとおり略称を用いたので承知されたい。

消防法(昭和 23 年法律第 186 号)…法

○いわゆるセルフ給油について

問 給油取扱所の従業員である危険物取扱者(甲種又は乙種第 4 類の危険物取扱者免状の交付を受けている者に限る。)が立ち会い、顧客自らが当該給油取扱所において給油行為を行う場合、消防法(第 3 章に係る部分に限る。)違反となるか。

また、その場合に、消防法上いかなる罰則等がかかるか。

答 設問の給油形態の給油取扱所は、公共の安全の維持、災害発生防止の観点から問題があるため、法第 11 条第 2 項後段により設置が認められないものである。

仮に設問の形態により給油が実施された場合、当該給油取扱所の保安監督者については、以下の措置が考慮されることになる。

- ① 法第 13 条の 24 に基づく危険物保安監督者の解任
- ② 法第 13 条第 1 項に違反していると認められる場合にあっては法第 12 条の 2 第 2 項に基づく当該給油取扱所の使用停止命令